

マンションプラス電話ご利用規約

2021年4月1日

第1条(総則)

KDDI株式会社(以下「当社」といいます。)は、当社が別に定めるマンションプラス電話サービス契約約款(以下「マンションプラス電話約款」といいます。)、及びこの「マンションプラス電話ご利用規約」(別紙1「端末設備貸出サービスに関する契約条項」を含み、以下「本規約」といいます。)に基づき、マンションプラス電話約款で定めるマンションプラス電話サービスに関する附帯サービス及び本規約で定めるサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。本サービスのご利用にあたっては、以下の内容に同意いただく必要があります。

2. 本規約の規定がマンションプラス電話約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、マンションプラス電話約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。
3. 当社は、民法の定めに従い、契約者の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、当社は、変更後の本利用規約及びその効力発生時期を、端末設備貸出サービスに係るWebサイト又は当社の運営するホームページに掲載して周知するものとします。また、改定された本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、以後本サービスの内容及び料金その他提供条件は変更後の規約によります。
4. 本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第2条(用語)

本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、マンションプラス電話約款で使用する用語の意味に従います。

第3条(本サービスの内容)

本サービスの内容は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 端末設備貸出サービス

当社からマンションプラス電話サービスの提供を受けるために必要となるマンションプラス電話専用アダプタ(マンションプラス電話約款に定める端末設備(通信プロトコル変換の機能を提供するものをいいます。)をいいます。以下同じとします。)をお客様(第4条に基づき本サービスの利用申込みを当社が承諾した方をいいます。以下、同様とします。)に貸与するサービス。

(2) かけつけ設置サポートサービス

機器等の設置工事(以下「本工事」といいます。)を行うサービス。なお、詳細内容については、別表1「かけつけ設置サポートサービス」に定めるとおりとします。

第4条(利用契約)

本サービスを利用しようとする方(以下「申込者」といいます。)は、マンションプラス電話約款及び本規約を承諾のうえ、当社が別途指定する方法により本サービスの利用を当社に申込みをしていただきます。

2. 当社は、前項に基づく申込みがあったときは、受け付けた順番に従って承諾します。
3. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号の何れかに該当する場合には、第1項に基づく申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 当社と申込者との間において当社からマンションプラス電話サービスの提供を受けるための契約(以下「マンションプラス電話契約」といいます。)が締結されていない場合。
 - (2) 第1項に基づく申込みにあたり申込者が虚偽の内容を当社に申告し、又はその虞がある場合。
 - (3) 申込に係る内容が、第3条に定める条件外であった場合。
 - (4) 当社が提供する各種サービス・オプション・商品等の料金の支払いを申込者が現に怠り、又はその虞がある場合。
 - (5) 過去に、申込者の責めに帰すべき事由により当社と申込者との間において締結していた本サービスの提供を受けるための契約(以下「利用契約」といいます。)が解除され又は申込者に対する本サービスの提供が停止されたことがある場合。
 - (6) その他、本サービスの遂行上又は技術上の支障を生じる虞があると当社が判断する場合。
4. 申込の承諾後であっても、申込者が前項のいずれかに該当することが判明した場合は、当社はその承諾を取り消すことがあります。
5. 申込者は、申込み内容に変更があるときは、当社所定の方法により直ちに当社に通知するものとします。

第5条(利用契約の終了)

当社は、お客様が本規約(本規約において準用している規定を含みます。)に違反したときは、何ら事前の通知又は催告を行うことなく利用契約を解除することができるものとします。

2. お客様は、利用契約を解除しようとするときは、予め、当社が別途定める方法によりそのことを当社に通知するものとします。
3. 当社は、お客様から、前項に定める通知なく、当社が別に定める場所に端末設備の

返還があった場合は、当社が指定する期日（以下「予定解約期日」といいます。）をもってお客様から利用契約の解除の通知があったものとみなして取り扱います。但し、予定解約期日までにお客様から利用契約の継続に関する意思表示があった場合はこの限りではありません。なお、予定解約期日は予めお客様に通知します。

4. 前項の規定により、利用契約の解除の取り扱いを行った場合であって、下表の「返還された端末設備」欄に定める端末設備の返還があったときは、前項の規定によるほか、その端末設備に応じ、同表の「解除する契約」欄に定める契約の解除の通知があったものとみなして取扱います。

返還された端末設備	解除する契約
マンションプラス電話専用アダプタ	マンションプラス電話契約

5. マンションプラス電話契約が終了したときは、何ら意思表示を行うことなく当然に利用契約を含むマンションプラス電話契約に附帯する一切の契約も終了するものとします。

第6条（譲渡禁止）

お客様は、利用契約上の地位又は利用契約に基づく権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならないものとします。

第7条（利用契約に係る契約者情報の利用）

当社は、お客様の氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求、本規約及びその他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

（注）業務の遂行上必要な範囲での利用には、お客様に係る情報を当社の業務を委託しているものに提供する場合があります。

第8条（その他）

本規約に定めなき事項は、マンションプラス電話約款の規定を準用します。

第9条（協議）

お客様及び当社は、本規約に定めのない事項又は本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上解決するものとします。

端末設備貸出サービスに関する契約条項

1. マンションプラス電話専用アダプタの貸出

当社は、お客様に対し、そのお客様との間で締結している1つのマンションプラス電話契約につき、1つの当社が別途指定するマンションプラス電話専用アダプタを無償で貸与します。

2. マンションプラス電話専用アダプタの設置及び撤去等

(1) 当社は、前項又は4の定めに基づきお客様に貸与するマンションプラス電話専用アダプタをお客様がマンションプラス電話サービスの利用に係る契約で指定した設置場所(但し、マンションプラス電話サービスの提供を受けることができる場所に限りま)に発送し、その発送した日からお客様に対する当該マンションプラス電話専用アダプタの貸与が開始されるものとします。

(2) お客様は、お客様の責任と費用負担で、マンションプラス電話専用アダプタの設置、接続、設定及び撤去並びに運用及び保守等を行うものとし、マンションプラス電話専用アダプタとお客様の機器とを接続しようとするときは、その接続方法及び設定内容等について当社の指示に従うものとします。

(3) マンションプラス電話専用アダプタとお客様の機器との接続に必要となる物品等及びマンションプラス電話専用アダプタを使用するにあたり必要となる電源等は、お客様の責任と費用負担で準備するものとします。

(4) 当社は、お客様に対して、貸与開始においてマンションプラス電話専用アダプタが正常な機能を備えていることのみを担保し、マンションプラス電話専用アダプタの商品性及びお客様の使用目的への適合性については一切担保しません。

3. マンションプラス電話専用アダプタの使用及び保管等

(1) お客様は、マンションプラス電話専用アダプタを善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するものとします。

(2) お客様は、マンションプラス電話専用アダプタを第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させ、マンションプラス電話専用アダプタを改造若しくは改変してはならないものとします。また、お客様は、マンションプラス電話サービスを利用する目的以外にマンションプラス電話専用アダプタを使用してはならないものとします。

4. マンションプラス電話専用アダプタの交換等

- (1)お客様は、現在ご利用中のマンションプラス電話専用アダプタに故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知するものとします。当社は、その通知を受領後、故障、毀損等の生じたマンションプラス電話専用アダプタ(以下「故障品」といいます。)と同一機種若しくはほぼ同等の機能を有する正常なマンションプラス電話専用アダプタ(以下「代品」といいます。)を貸与します。
- (2)現在ご利用中のマンションプラス電話専用アダプタは申告いただいた住所以外ではご利用いただけません。お客様は、マンションプラス電話専用アダプタを利用する住所に変更が生じたときは、予めその旨を当社に通知するものとします。当社はその通知を受領後、お引越し先でご利用いただける代品を貸与します。

5. マンションプラス電話専用アダプタの返還等

- (1)利用契約が終了した場合又は4の定めに従い代品の貸与を受けた場合、お客様は、お客様の責任と費用負担により、マンションプラス電話専用アダプタ(4の定めに従い代品の貸与を受けた場合は、代品の貸与を受ける前にご利用されていたマンションプラス電話専用アダプタとします。以下本項において同じとします。)を原状に復したうえで、当社が別途指定する返還方法に従い当社が別途指定する期限までに当社が別途指定する場所に送付することにより返還するものとします。
- (2)お客様は、前記(1)で定める返還方法以外の方法でマンションプラス電話専用アダプタを返還する場合、お客様の責任と費用負担で行うものとします。
- (3)お客様が本機器を返還する際にお客様の私物(電源アダプタ、電話機、各種マニュアルを含みますが、これらに限りません。以下「お客様私物」といいます。)が同梱された場合であって、当社にお客様私物が届いてから90日以内にお客様からお客様私物の返却を求める旨の通知等がないときには、当社は、お客様よりお客様私物の所有権放棄があったものとみなし、お客様私物を廃棄できるものとします。

6. マンションプラス電話専用アダプタにかかる損害

当社は、お客様の責に帰すべき事由によりマンションプラス電話専用アダプタに故障、滅失又は毀損等が生じたときは、当社に生じた実損害をお客様に請求できるものとします。

7. 動作ログの収集

- (1)当社は、お客様によるマンションプラス電話専用アダプタの利用における動作ログを定期的に収集します(以下「動作ログ収集」といいます。)。通信先・通信内容については収集しません。
- (2)動作ログ収集において取得した情報を、マンションプラス電話サービスに係る以下の目的の範囲内で利用します。

- ・ アフターサービスに関する業務
- ・ 新サービスの開発、サービス品質の評価・改善、サービス提供に関する施設・機器・ソフトウェアの開発、サービスの運用・管理に関する業務
- ・ 商品の不具合、システムの障害、サービスに係る事故発生時の調査・対応に関する業務

8. 責任の範囲

- (1) 当社は、当社の責めに帰すべき事由に基づくマンションプラス電話専用アダプタの故障、滅失又は毀損等マンションプラス電話専用アダプタの利用によりお客様が損害を被った場合、マンションプラス電話サービスに係る基本利用料(定額利用料に限ります。)1ヶ月分に相当する額を限度としてその損害を賠償します。
- (2) 当社は、マンションプラス電話専用アダプタの修理等にあたって当社の責めに帰すべき事由により、お客様の機器その他の物品等に損害を与えた場合、マンションプラス電話サービスに係る基本利用料(定額利用料に限ります。)1ヶ月分に相当する額を限度として損害を賠償します。
- (3) 前二項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりお客様が損害を被ったときは、前二項に定める上限は適用しないものとします。また、前二項の場合において、当社は、当社の責めに帰すべからざる事由によりお客様が被った損害について、その責任を一切負わないものとします。
- (4) 当社は、マンションプラス電話専用アダプタへのデータの保存を保証しません。

別紙2

かけつけ設置サポートサービスに関する契約条項

1. 本工事の提供等

- (1) 当社は、お客様が契約しているマンションプラス電話サービスを利用する場所に限り本工事を行うものとします。
- (2) 本工事は、当社が別途指定する工事業者（以下「工事業者」といいます。）が行うものとします。

2. 本工事の事前準備等

- (1) お客様は、当社が指定する、本工事を行うために必要な物品等（以下「物品等」といいます。）を、本工事が行われる前に予め準備するものとします。なお、当該物品等の準備に係る費用は、お客様の負担とします。
- (2) 当社は、前項の物品等をお客様に販売することがあります。当該物品等の代金の請求及び支払方法は7の定めに従うものとします。

3. 本工事の事前確認

- (1) 本工事を行う日時は、当社又は工事業者とお客様の間で調整のうえ、決定します。
- (2) 当社は、本工事の作業に着手する前に、訪問した工事業者よりお客様へ次の事項についての確認を行うものとします。
 - ・ 本工事の内容、手順
 - ・ 本工事に関係するお客様宅及びお客様宅内の物品の損傷の有無
 - ・ お客様宅内で本工事を実施するうえで危険な場所の有無

4. 本工事の完了

- (1) 工事業者による本工事に係る作業終了後、お客様は、当社所定の完了報告書に署名又は捺印するものとし、その時点をもって本工事は完了したものとします。
- (2) お客様が本工事の完了後明らかに当社の責による作業内容の不備が発覚した場合、作業後14日以内に限り無償で対応するものとします。

5. 本工事の中止

当社は、次の事項に該当する場合は、本工事に着手したか否かにかかわらず、本工事を中止することができるものとします。

- ・工事業者が本工事に着手できない、又は本工事を継続できない相当の事由があるとき。但し、当社の責に帰すべき事由による場合は除きます。
- ・お客様宅又はお客様宅内の物品に損害を与える可能性が高いと当社又は工事業者が判断したとき。

6. 工事料等

- (1)本工事の料金（以下「本工事料」といいます。）は、別表1に定めるとおりとします。
- (2)お客様は、当社設備状況、他回線との干渉又はお客様宅内の通信設備の影響等により、マンションプラス電話サービスの利用ができない場合であっても、本工事料を負担するものとします。

7. 支払方法

- (1)当社は、お客様に対し、マンションプラス電話サービスに係る利用料請求時に、本工事料並びにこれに係る消費税及び地方消費税等相当額を併せて請求するものとします。お客様は、当該請求書記載の支払期日及び支払方法にてこれを支払うものとします。
- (2)前項の支払方法をクレジットカードに指定する場合は以下のとおり取り扱います。
 - ・当社がお客様に対して有する本工事料の債権（以下「代金債権」という）は、当社から各クレジット会社に譲渡されるものとします。
 - ・当社及び各クレジット会社は、前項に基づく代金債権の譲渡について、お客様に対する個別の通知又は承認を省略するものとします。
 - ・代金債権の譲渡が不成立又は解除となった場合、お客様は当社との間で直接当該代金債権の処理について解決するものとします。

8. 延滞利息

本工事料（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

但し、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

9. 無保証

当社は、お客様に対する本工事の提供をもって、お客様によるマンションプラス電話サービスの利用を保証するものではありません。

10. 責任の範囲

当社が本工事を行うにあたりお客様に損害を与えた場合、当社は、当該本工事に係る工事料に相当する金額を上限として当該損害を賠償するものとします。

但し、当社に故意又は重大な過失がある場合は、当該上限を適用しないものとします。

別表 1 かけつけ設置サポートサービス

工事／作業種別	工事内容	ご注意事項	単位	工事料 税抜
基本設置工事	マンションプラス電話専用アダプタの 設置 ①機器の開梱 ②設置 ③既存電話機と の接続 ④発着信動作確認	・ 1 工事につきマンションプラス 電話専用アダプタ 1 台と電話 機 1 台の接続となります。 ・ 訪問費込みとなります。	1 工事	6,800円

注1) 工事に伴いモール・ジャック等の部材が発生した場合は、別途費用を請求させていただきます。

附則

(適用期日)

この規約は2021年4月1日から適用します。